

第4章 基本目標別施策の方針と取り組み

(環境づくりの方向と基本目標の実現に向けた市の取り組み)

4-1 みんなで創る 里山の環境文化の形成に向けて

4-2 里山・水・歴史が織りなす 恵み豊かな快適なまちの実現に向けて

4-3 資源・エネルギーを賢く使う 暮らしやすいまちの実現に向けて



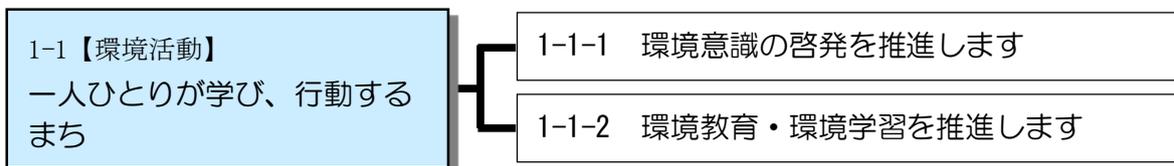
4-1 みんなで創る 里山の環境文化の形成に向けて

～協働社会の形成に向けて～

基本目標 1-1【環境活動】 一人ひとりが学び、行動するまち

《基本目標》

《基本目標別施策の展開方針》



項目別方針 1-1-1 環境意識の啓発を推進します

市民・事業者の環境配慮への意識を向上するため、市が実施する環境イベントなどの取り組みや環境に関する情報を積極的に提供します。

(★印は協働による重点的取り組み内容を示す。)

方針	取り組みの内容	担当課
★地域環境に対する意識の醸成	○地域住民や団体と連携し、地域の里山*の森・水辺、景観、産業、文化、ふれあいなどの環境資源の再発見と情報発信を支援し、地域環境への理解の醸成と里山の魅力発信に努めていきます。	環境推進課 関係各課
★環境情報の提供	○環境に関する啓発イベントの開催やパンフレット・ポスター作成などの啓発を推進します。	環境推進課
	○市のホームページを充実し、環境の状況や取り組みの情報などを積極的に公開します。	
	○市民や団体の環境保全活動の情報を収集し、活動情報の提供と情報交流の支援を進めます。	
	○安中市環境保健自治団体連合会と共に、情報提供及び啓発に努めます。	環境推進課
	○環境基本計画に基づく取り組みの実施状況をとりまとめ、公表します。	環境推進課
	○図書館における、環境教育関連の図書や資料などの整備・充実を図ります	文化センター
★市民の環境保全行動の促進	○日常生活における省資源・省エネなどの環境配慮行動情報の提供など、市民の環境保全意識の普及啓発と行動を促進します。	環境推進課
★事業者の環境保全行動の促進	○事業者に対して公害防止*や環境マネジメントシステム(EMS)*に関する情報提供を行います。	環境推進課
	○事業活動における環境配慮行動情報の提供など、事業者の環境保全意識の普及啓発と対策を促進します。	
	○春、秋の環境美化運動の普及啓発に努めます。	

項目別方針 1-1-2 環境教育・環境学習を推進します

環境保全について自ら考え、行動できる人を育てるため、学校における環境学習プログラムの整備・充実を図るとともに、あらゆる世代の人々が環境について学ぶことができる場や機会を提供します。

また、学校や地域での環境学習や体験学習、環境保全活動を指導や補佐する環境人材の育成と活動を支援していきます。

(★印は協働による重点的取り組み内容を示す。)

方針	取り組みの内容	担当課
★環境教育、環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域環境を授業で取り上げたり、関係機関や外部人材との連携を図りながら、学校における体験活動を推進します。 ○環境問題を身近な生活と関連させ、家庭や地域との連携を強化・充実し、子どもたちが解決に向けて実践できるようにします。 ○子どもや市民の環境学習や体験学習、環境調査などの成果を発表する機会や場を創出し、市民の環境交流を進めていきます。 ○環境問題に関する出前講座の充実や、環境学習のための講師の紹介など、市民の学習環境の整備・充実を図ります。 ○環境保全に関する各種講習会や研修などを実施します。 	環境推進課 学校教育課 生涯学習課
★環境人材の育成と活動支援 (再掲 1-2-1)	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や地域、学校での環境学習や体験学習、環境保全活動を指導や補佐する市民・団体など環境リーダーの育成を図るとともに、人材バンクの整備と活動を支援します。 	環境推進課 生涯学習課



碓氷関所跡、五料の茶屋本陣 (市HP_観光・イベント_文化財・史跡より)

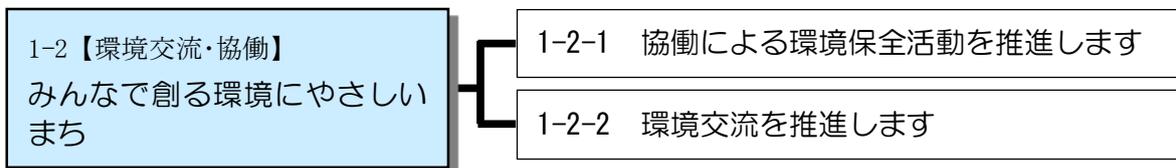


安中市学習の森 (市HP_観光・イベント_文化財・史跡より)

基本目標 1-2【環境交流・協働】 みんなで創る環境にやさしいまち

《基本目標》

《基本目標別施策の展開方針》



項目別方針 1-2-1 協働による環境保全活動を推進します

市民・事業者・市の三者が、各主体の活動を活性化し、主体間のパートナーシップを形成するため、各地域のコミュニティ組織の活動を推進するとともに、市民・事業者の自主的な環境活動に対する支援を行います。

また、環境に関する指導者を育成するための講習会や研修会を開催し、さらなる環境活動の充実を図ることにより、地域全体で取り組む環境活動へと波及させることを目指します。

(★印は協働による重点的取り組み内容を示す。)

方針	取り組みの内容	担当課
★環境保全活動の推進・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティや住民団体などによる環境保全活動、環境学習企画に対して、人材や企画などの支援を行います。 ○環境保全に関する活動を行っている民間団体などの活動内容を把握するとともに、広報や参加希望者への紹介斡旋を行います。 	環境推進課 生涯学習課
★環境人材の育成と活動支援 (再掲 1-1-2)	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ活動のリーダーを養成するため、環境保全に関する講習会や研修会を開催します。 ○市民や地域、学校での環境学習や体験学習、環境保全活動を指導や補佐する市民・団体など環境リーダーの育成を図るとともに、人材バンクの整備と活動を支援します。 ○環境保全活動に取り組む個人や団体などを顕彰します。 	環境推進課 生涯学習課



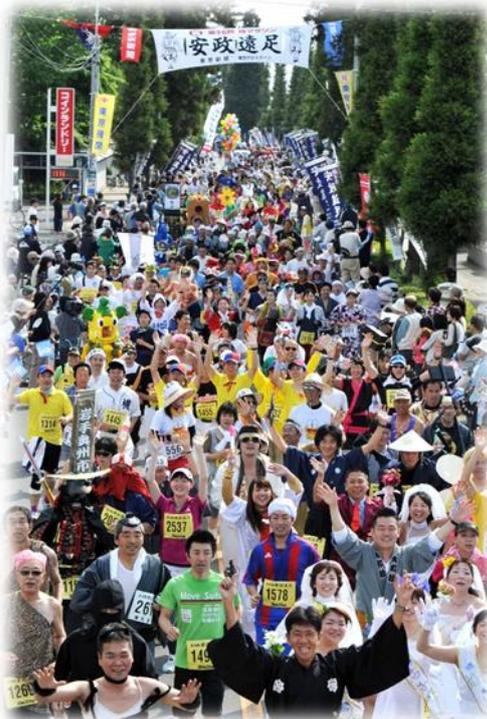
項目別方針 1-2-2 環境交流を推進します

環境フォーラムや環境祭、フリーマーケットなど、幅広い人々や地域との多彩な環境交流の機会を充実し、環境づくりのための市民の輪を広げていきます。

あわせて、市内で環境保全活動を進めている市民や団体のネットワーク※による「あんなか市民の環」づくりを進めていきます。

(★印は協働による重点的取り組み内容を示す。)

方針	取り組みの内容	担当課
★環境交流の推進	○環境保全に関する活動を行っている民間団体などとの情報交換や交流・連携などを促進します。 ○里山※や里地の環境や産業、歴史、農産物等の特性を活かした里山環境交流づくりを進めます。	環境推進課 生涯学習課
	○日頃の環境保全活動や環境学習成果を披露する場を創出します。	環境推進課 学校教育課 生涯学習課
★「あんなか市民の環」の構築	○市内で環境保全活動を行っている市民・事業者・民間団体の環境交流機会の充実により、環境ネットワークづくりを進めていきます。	環境推進課 生涯学習課
	○環境基本計画に掲げられた重点的協働取り組みを効果的に推進していくための市民・事業者・民間団体等からなる「あんなか市民の環」(市民会議)を設立し、その活動を支援していきます。	環境推進課 生涯学習課



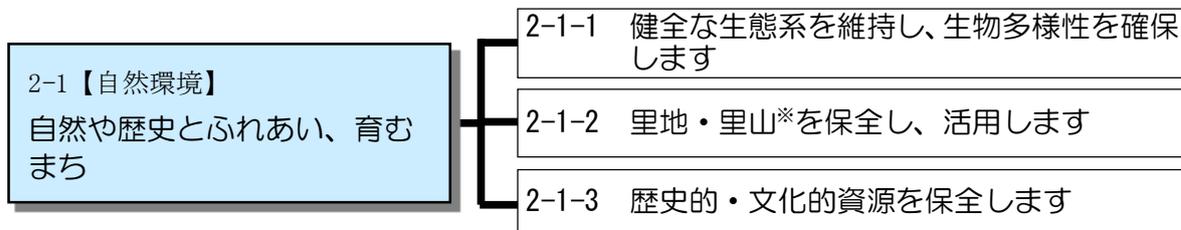
4-2 里山・水・歴史が織りなす 恵み豊かな快適なまちの実現に向けて

～自然共生社会の実現に向けて～

基本目標 2-1【自然環境】 自然や歴史とふれあい、育むまち

《基本目標》

《基本目標別施策の展開方針》



項目別方針 2-1-1 健全な生態系を維持し、生物多様性を確保します

健全な生態系*を維持し、生物の多様性を確保するため、基盤整備において生態系への人為的影響を軽減するなどの配慮に努め、人間と野生生物の棲み分けに配慮しながら、多様な生物が生息できる環境の保全に努めます。

また、市民が生物多様性*の重要性を理解するための学習機会の提供やマナーの向上を促進し、自然とのふれあいの増進に努めます。

方針	取り組みの内容	担当課
生物多様性の 保全	○生物多様性の保全（生態系サービス等）に係る情報の提供やパンフレット等により普及啓発を進めます。 ○在来種*などの生育環境や生息環境の保全と確保に努めていきます。	環境推進課 農林課
	○圃場、農道、かんがい排水などの農業生産基盤の整備や、河川や水路、ため池などの改修に際し、自然や生態系に配慮します。	農林課 土木課
	○サルやイノシシなどによる鳥獣害対策を推進します。	農林課
自然との共生へ の啓発	○生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種*の持ち込みや放流をしないよう啓発します。 ○特定外来生物に指定され、農業被害を引き起こす有害獣であるアライグマやハクビシン等の捕獲を進めます。 ○自然と共生するうえでのマナーの向上について、看板の設置やパンフレットの配布により啓発します。	環境推進課 農林課
	○自然・文化・景観・ふれあい等の地域の再発見の機会を通じて、生物多様性や里山*の保全等を啓発します。	環境推進課
	○まちの貴重な財産である豊かな自然環境を守るため、希少な動植物の生態系などに配慮するとともに、関係機関・団体と連携しながら、市民・来訪者に対し自然環境の保全に向けた啓発活動を行います。	環境推進課 農林課 商工観光課

項目別方針 2-1-2 里地・里山を保全し、活用します

森林の荒廃化を抑制するため、間伐や除伐、刈払いなどの適正な管理に取り組み、森林の保全と森林のもつ公益的機能の活用を図ります。

農地の保全及び流動化による農地集約を進め、耕作放棄地^{*}の増加を抑制、遊休農地の適切な活用・管理に努めます。また、農薬や化学肥料などの使用をできる限り抑制する環境保全型の農業を推進します。

まちの緑や公園を保全・創造するため、風致地区^{*}、特別都市緑地保全地区の指定など、計画的な手法を用いて緑地を保全・整備します。また、市街地においては、生け垣の設置奨励などを進めるとともに、公共施設における緑化の推進や市民参加による緑化運動の促進など、取り組みの活発化を図ります。

また、市内を流れる河川や水路などの親水性^{*}や自然性を高め、水辺空間の保全と活用を図ります。

(★印は協働による重点的取り組み内容を示す。)

方針	取り組みの内容	担当課
★里山の保全と活用	○関係機関・団体と連携し、ボランティア、NPOなどの参画を得て、里山 [*] などの維持管理に努め、市民の憩いの場、活動の場として活用していきます。	農林課 生涯学習課
★森林の保全・活用	○森林の持つ水源涵養（すいげんかんよう）や環境保全など公益的機能の活用を図ります。 ○森林生産力の増進及び林地荒廃を抑制するため、健全な森林の育成に努めます。 ○森林におけるレクリエーション機能を充実させ、市民の潤いと安らぎの場としての整備を図ります	農林課
水源対策	○水資源の保全と活用を図るため、治山・治水を促進することにより、本市に必要な水源水量を確保します。また、森林の保全育成により、自然の営みと調和した水環境の保全に努めます。	農林課 土木課
★農地の保全・活用	○農業生産基盤の整備を推進するとともに、農用地の適切な管理に努めます。	農林課 農業委員会
	○遊休農地の利用の増進を図り、耕作放棄地 [*] 増加の抑制に努めます。	農林課 農業委員会
	○農地の有効利用及び耕作放棄地の抑制を図るため、農地の流動化を図るなど、農地集積を進めます。 ○中山間地域等直接支払制度 [*] などの活用により、耕作条件の不利な山間部の耕作放棄地の発生を抑止し、農業・農村の多面的機能の保全を図ります。	農林課 農業委員会



(★印は協働による重点的取り組み内容を示す。)

方針	取り組みの内容	担当課
★農地・水・環境保全対策	○農業者及び一般住民の参加を得て、農業用施設、景観、資源の保全を目指します。また、農業用水への生活排水の流入を防止し水質保全に努めます。	農林課 農業委員会 環境推進課
農業の振興	○認定農業者制度の認定を促進します。 ○農薬などの散布による環境汚染の抑制、耕畜連携による土づくりなど、有機農業や環境保全型農業※を推進します。 ○地産地消※への取り組みを推進します。 ○農山村の自然と文化を活かしたグリーンツーリズム※を推進します。	農林課
	○関係機関と連携し、経営・技術研修を積極的に開催するなど、担い手の育成・確保に努めます。	農林課
	○地域特性を活かした特産品の開発及び交流イベントの開催を推進します。	農林課 商工観光課
緑地の保全	○良好な平地林※や社寺林、緑地などを保全するため、風致地区※や特別都市緑地保全地区の指定を検討します。 ○建築協定※や緑地協定※などの制度を活用し、生け垣の設置など敷地内の緑化を推進します。	都市整備課
★緑化の推進	○花いっぱい運動を推進します	生涯学習課
公園の整備・維持管理	○地域ニーズに沿った公園づくりを推進するとともに、市民との協力による適切な維持管理を図ります。 ○公園・広場を市民がふれあう場として活用します。	農林課 商工観光課 都市整備課
水辺空間の保全・活用	○親水※公園や親水護岸など、市民に身近な水辺空間の整備を推進します。 ○ため池や農業用水路の整備や保全に努めます。	農林課 土木課

項目別方針 2-1-3 歴史的・文化的資源を保全します

郷土の歴史・文化的資源を保全し、継承するため、文化財の調査・収集・保存・活用に努めます。埋蔵文化財*については、発掘調査を行い、その保存と活用に努めます。

また、これらの文化財を利用した展示・学習施設の活用などを通じ、市民への文化財保護意識の啓発及び理解向上を図ります。

(★印は協働による重点的取り組み内容を示す。)

方針	取り組みの内容	担当課
歴史的・文化的資源の保全	○「めがね橋」をはじめとする碓氷峠周辺観光のさらなる活性化を目指し、一般財団法人碓氷峠交流記念財団と協働し、施設の充実と峠文化の発信に努めます。 ○歴史と文化の香り高い旧中山道*の街並みを整備します。	商工観光課 地域振興課
	○歴史的建造物や指定文化財の適正な保全・継承を行います。また、未指定文化財については、調査・研究を行い、必要に応じてその保全・活用を図ります ○旧宿場町や古くからの集落地をはじめとする中山道の街並みについて、点在する歴史的資源の保全・活用方策を検討します。	文化財保護課
歴史的・文化的資源の啓発	○文化財の啓発を図るため、パンフレットや案内標識などを整備し、その有効活用に努めます。 ○展示・学習施設の積極的な利用を図るため、各種事業を実施して市民の文化財への理解と学習レベルの向上を図ります。	文化財保護課
★広域観光連携の推進について	○富岡市・安中市・軽井沢町観光連携協議会では、国際観光都市の軽井沢町と「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産*登録により西毛地域観光の中心となっている富岡市との、歴史的・文化的に関係の深い地域での連携であることから、相互の事業に対し積極的に協力し、協同での情報発信、情報交換などで効果的に観光振興を図るために、広域観光連携を推進していきます。 ○地域の観光を戦略的に推進する専門的な組織として「日本版DMO（官民協働型観光推進体制）」を確立し、観光産業だけでなく農林水産物、自然、文化、芸術等の地域資源を活用する多様な主体をまとめる役割を果たすことで、地域資源及び観光産業の付加価値の向上による地域の活性化を図ります。	商工観光課
★まちかど文化交流の推進	○市街地の空き店舗などを活用して、地域の文化遺産や市民作品の展示・発表の機会を設けるなど。観光客・市民にも身近で親しみやすい、まちかどの拠点としての整備を図ります。	商工観光課

基本目標 2-2【生活・快適環境】 健やかで安心して暮らせる快適なまち

《基本目標》

《基本目標別施策の展開方針》



項目別方針 2-2-1 環境に配慮したまちづくりを推進します。

自然と調和のとれた魅力ある街並みを保全・形成するため、計画的な土地利用を推進するとともに、街並みに配慮した屋外広告物の規制・取り締まりなどを行い、景観に配慮したまちづくりに努めます。

また、地区計画^{*}や建築協定^{*}、緑地協定^{*}などの制度を活用し、地域のすぐれた景観の保全・創出に努めます。

さらに、市民の利便性に配慮した公共交通網を構築するため、公共交通路線の見直しを行うとともに、公共交通機関の利用を促進します。

(★印は協働による重点的取り組み内容を示す。)

方針	取り組みの内容	担当課
景観の保全	○景観形成基本方針の策定を推進します。	都市整備課
	○建物の建築にあたっては、景観に配慮した設計の啓発に努めます。	建築住宅課
	○地区計画 [*] や建築協定 [*] 、緑地協定 [*] などの制度の活用を促進し、緑豊かで魅力ある住宅地景観の形成に努めます。	都市整備課 建築住宅課
	○まちの美観を損ねる捨て看板などの撤去に努めます。	環境推進課 都市整備課
緑化の推進	○庁舎や学校、道路などの緑化を推進します。	財政課 農林課 土木課 耕地建設課 教育委員会総務課
★環境にやさしいまちづくりの推進	○安全でゆとりある歩行者空間の整備に努めます。	土木課
	○歩行空間や自転車利用環境（自転車道や自転車利用ゾーンなど）の整備などにより、環境にやさしいまちづくりを進めていきます。	都市整備課 環境推進課 耕地建設課
	○省エネルギー [*] 型まちづくりに向け、都市機能の集約化とネットワーク [*] づくりを進めていきます。	都市整備課 関係各課
	○市域の乗合バス体系の整理統合による効率化と、利用者が利用しやすく環境負荷 [*] の少ない車両の導入を進めていきます。	企画課 環境推進課
(公共交通)		
(自動車利用)	○ノーマイカーデー [*] の実施や相乗り [*] の奨励など、自動車利用の抑制に向けた普及啓発を行います。	環境推進課 秘書課

方針	取り組みの内容	担当課
(土地利用)	○開発行為に際しては、自然に配慮した工法を採用するとともに、民間事業者に対する啓発・指導を行います。	環境推進課 農林課 都市整備課
	○「都市計画マスタープラン」に基づく計画的な整備の推進や開発指導要綱の適正運用を図ります。	都市整備課
	○農地・山林などの土地利用に関しては、適切な実施を指導します。	農林課 農業委員会

項目別方針 2-2-2 健全で良好な生活環境を守ります

市民の安全・安心な暮らしを守るため、大気や水質、土壌などの調査を必要に応じて実施し、市の環境の現状を適切に把握するとともに、工場・事業場などへの指導・規制、市民の意識啓発に努め、公害*を未然に防止するための体制を整備します。

方針	取り組みの内容	担当課
良好な大気の維持	○野焼き*の原則禁止など、暮らしや事業活動における近隣への配慮を啓発・指導します。	環境推進課 農林課
	○大気汚染防止法に基づき、工場・事業場の使用燃料の適正化に向けた啓発・指導を推進します。また、必要に応じて、県と共に立ち入り検査や改善指導を行います。	環境推進課
	○県と連携し、光化学スモッグ注意報やPM2.5(微小粒子状物質)注意喚起情報などの速やかな情報提供に努めます。	環境推進課
	○公用車の購入に際し、低公害車*や低排出ガス車の率先導入を図ります。市民や事業者にも導入を啓発します。 ○アイドリングストップや急加速・急発進の抑制などエコドライブ*の普及啓発を実施します。	財政課 環境推進課
	○悪臭防止法に基づき、工場・事業場に対する規制・指導を行います。 ○畜産農家への糞尿処理施設の整備、臭気防止のための指導を行います。	環境推進課 農林課
清らかな水環境の保全	○定期的に碓氷川水系の水質調査を実施します。 ○工場・事業場に対し、河川や水路、地下水への環境負荷*の低減に対する啓発・指導を行います。また、必要に応じて、県と共に立ち入り検査や改善指導も行います。	環境推進課
	○公共下水道*の整備を推進するとともに、供用開始区域における個別訪問やPRを実施し、加入を促進します。	下水道課

方針	取り組みの内容	担当課
清らかな水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○単独処理浄化槽*やし尿くみ取り槽からの合併処理浄化槽*の転換設置を推進します。 ○公共下水道*や農業集落排水事業*が予定されていない地域には、合併処理浄化槽の普及を促進します。また、設置費用の助成を行います。 ○合併処理浄化槽の機能を維持するため、定期的な検査など適正な維持管理方法について、県と共に啓発します。 	環境推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○県と連携し、生活雑排水が河川や池沼などへ及ぼす影響について、市民に啓発し、水質保全意識の高揚を図ります。 	環境推進課 下水道課
騒音・振動の低減	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路や生活道路における騒音対策の実施を関係機関に働きかけます。 ○道路交通騒音や環境騒音、新幹線鉄道騒音の測定体制の充実を図ります。 ○近隣生活騒音や深夜営業に伴う騒音に対する規制・指導を行います。 	環境推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○工場・事業場から発生する騒音・振動に対する規制・指導を行うとともに、低騒音・低振動型機械の使用を啓発・指導します。 	環境推進課
環境へのリスク*の低減		
有害化学物質対策	<ul style="list-style-type: none"> ○公害防除特別土地改良事業は、早期着手に向け県とともに積極的な事業推進に取り組みます。 ○工場・事業場における土壌の汚染防止に関する規制・指導を、県と共に行います。 ○除草剤や害虫駆除剤、農薬などの適正な管理と使用について啓発・指導します。 	環境推進課 農林課
放射性物質による環境汚染	<ul style="list-style-type: none"> ○福島第一原発事故に伴う放射性物質による環境汚染状況や水道、農林産物への汚染状況を監視し、情報の提供を進めます。 	環境推進課 学校教育課 浄水課 農林課
地球温暖化への適応	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化（気候変動）に伴う生態系*や農産物、自然災害、暑熱等健康への影響についての情報を提供します。 ○関係課及び関係機関と連携し、地球温暖化への適応について検討を進め、適切な対応を推進します。 ○森林や農地、水辺の防災機能の向上、適切な土地利用の誘導など、減災に向けた取り組みを推進します。 	環境推進課 安全安心課 関係各課
公害の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて、工場・事業場などと公害防止協定*を締結します。 ○公害苦情に対する相談体制を整備するとともに、受け付けた公害苦情に対して迅速かつ適切な対応に努めます。 	環境推進課

項目別方針 2-2-3 誰もが気持ちよく暮らせる環境をつくります

誰もが気持ちよく暮らせる環境をつくるため、市民・事業者に対し、近隣に配慮したマナーやルールの普及・啓発を図るとともに、不法投棄*やポイ捨て防止対策を推進します。

道路や排水路の清掃など環境美化活動への参加を促進し、市民の美化意識の高揚に努めます。

また、人口減少や高齢化に伴い、増加する空き家・空き地の環境保全及び有効活用に係る対策を関係各課及び所有者と協力して進め、安心して暮らせる快適なまちづくりに努めていきます。

方針	取り組みの内容	担当課
マナーの啓発	○不法投棄*行為やタバコ・ごみなどのポイ捨てを防止するため、適切な排出ルールの周知・徹底を図ります。 ○犬のフンや鳴き声など、ペットの飼育に関するルールやマナーの周知・徹底を図ります。 ○不法投棄、ポイ捨て、犬のフンの防止看板を配布及び設置をし、啓発に努めます。	環境推進課
	○観光地におけるごみの持ち帰りを促す看板を設置し、意識啓発します。	商工観光課
不法投棄対策	○安中市ポイ捨て等防止条例に基づき、不法投棄防止への意識啓発のため、国道18号に電光掲示板、標識を設置し監視体制の整備を推進します。	環境推進課
環境美化活動の推進	○道路アドプト制度(道路里親制度)*など環境美化活動への市民参加を推進します。	農林課 土木課
	○市民参加による公園の適切な維持管理を推進します。	都市整備課
空き家対策の推進	○関係各課及び所有者と協力して、空き家・空き地の環境保全及び有効活用対策に努めます。	建築住宅課 税務課 農林課 環境推進課 安全安心課



4-3 資源・エネルギーを賢く使う 暮らしやすいまちの実現に向けて

～循環型・低炭素社会の実現に向けて～

基本目標 3-1【資源循環(地球環境)】 ごみの減量・資源化を進めるまち

《基本目標》

《基本目標別施策の展開方針》

3-1【資源循環(地球環境)】 ごみの減量・資源化を進める まち	3-1 3R※を推進します ※一般廃棄物処理基本計画の推進 分別収集計画、広域的な連携による循環型社会の構築
--	--

項目別方針 3-1 3Rを推進します

3R※（発生抑制：Reduce、再利用：Reuse、再生使用：Recycle）の意識の普及・啓発により、市民生活や事業活動に伴うごみの減量やリサイクル※を一層推進します。また、市民・事業者への適切なごみ処理の方法を周知・徹底します。

（★印は協働による重点的取り組み内容を示す。）

方針	取り組みの内容	担当課
★ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○収集日程や適切なごみ出しのルール・マナーを周知します。 ○容器包装リサイクル法に対応した、ごみの分別収集の啓発・指導を行います。 ○収集事業者への指導及び集積所への巡回指導や収集経路など、収集体制の充実を図ります。 ○ごみの減量化容器（生ごみ処理機）※の購入費の補助を行います。 ○市民生活や事業活動におけるごみの減量化への取り組みに関する講座の開催や広報などにより意識の高揚を図ります。 ○市のホームページや安中市環境保健自治団体連合会が発効する「環境だより」にごみの減量化について掲載し、周知・啓発を行います。 	環境推進課 クリーンセンター
★再利用・再資源化の推進	○ペットボトル・空き缶回収機（エコスポット）の増設やポイント還元システムの充実と適正な利用の普及啓発により、利用促進を図ります。	環境推進課
	○資源ごみ回収団体及び処理業者に対して補助金を交付します。	環境推進課 都市整備課
	○公園樹木や街路樹などの剪定枝や刈草の資源化を研究・推進します。	農林課
グリーン購入の推進	○グリーン購入法※に基づき、市の環境に配慮した製品などの購入・使用を推進します。また、普及啓発を進めます	契約検査課 環境推進課
★適正なごみ処理の推進	○安中市一般廃棄物処理基本計画に基づく取り組みを積極的に推進します。	環境推進課 クリーンセンター
	○一般廃棄物や産業廃棄物の排出者や、事業者に対する適正処理の啓発・指導を行います。	環境推進課
	○園芸用廃プラスチックなど、農業廃棄物の適正処理を啓発・指導します。	農林課

基本目標 3-2【エネルギー(地球環境)】 エネルギーを賢く活用するまち

《基本目標》

《基本目標別施策の展開方針》

3-2【エネルギー(地球環境)】 エネルギーを賢く活用する まち	3-2 エネルギーの有効利用を推進します ※地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の実行
--	--

項目別方針 3-2 エネルギーの有効利用を推進します

省エネルギー*及びエネルギーの有効利用を推進するため、市は率先して公共施設の省エネルギー化を推進します。市民や事業者に対しては暮らしや事業活動における省エネルギー推進のための意識啓発や取り組むための知識の普及を図ります。

また、太陽光や太陽熱など環境負荷*の少ない自然エネルギーの利用促進や低公害車*の普及促進を図ります。

そして、温室効果ガス*の排出抑制対策を進め、地球温暖化防止に貢献していきます。

（★印は協働による重点的取り組み内容を示す。）

方針	取り組みの内容	担当課
★省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○広報やパンフレットなどの配布により、市民や事業者の節電など省エネルギー行動や対策の普及啓発を進めます。 ○家庭での省エネ効果がチェックし、ステップアップしていくための環境家計簿などの情報を提供し、省エネルギー行動を普及に努めていきます。 	環境推進課
★市の率先取り組みの推進	○環境基本計画の進行管理など、市役所の環境マネジメントシステム（EMS）*のしくみづくりを進めます。	環境推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎や学校などの公共施設において、省エネルギー活動や省エネルギー型の設備・機器の導入を推進します。 ○庁舎や学校などの公共施設において節水の取り組みを促進するとともに、節水型設備・機器の導入を推進します。 ○庁舎や学校などの公共施設において壁面緑化を推進します。 	環境推進課 関係各課
	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電システム*や太陽熱利用温水器*の設置に対する補助を実施していきます。また、活用の普及を進めます。 ○家庭や事業者への太陽光や太陽熱などの自然エネルギーの活用について、普及啓発します。 	環境推進課
★新エネルギーの導入促進	○中小水力発電やバイオマス*発電などの新エネルギー*の導入について調査・検討を進め、エネルギーの地産地消*に取り組んでいきます。	環境推進課 関係各課
	<ul style="list-style-type: none"> 《環境にやさしいまちづくりの推進》項目別方針2-2-1 《公共交通、自動車利用》項目別方針2-2-1 	関係各課 関係各課
★地球温暖化対策の推進	○安中市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進による省資源・省エネルギー対策を率先実行します。	環境推進課
	○市域からの温室効果ガス*の排出抑制を総合的・計画的に図っていきます。	環境推進課

